

目次

1. 市場規約	1
2. 出品規定	9
3. 落札規定	13
4. 書類・自動車税規定	15
5. 検査規定	18
6. 評価点基準	20
7. 裁定規定	23
8. 車輛搬入出管理規定	26

○ワンプラ細則

○売切りブロックの出品規定

○不動産・現状ブロックの出品規定

○手数料及びクレーム関連細則

2014年2月5日改定 施行
2016年3月2日改定 施行
2017年11月15日改定 施行
2021年7月14日改定 施行
2021年8月18日改定 施行
2021年10月6日改定 施行
2021年12月8日改定 施行
2023年2月15日改定 施行
2023年8月2日改定 施行
2023年10月1日改定 施行
2023年11月1日改定 施行
2023年11月22日改定 施行

ベイオーク規約

この規約は、ベイオークとベイオークの主催するオークションに登録参加する者（以下「会員」という）との契約内容です。本規約はベイオークに登録参加しようとする者が所定の登録参加申込書及びベイオークが要求する書類を提出し、所定の手続を完了した後に、ベイオークが登録参加の承認を書面でお知らせして契約の効力が生じた時に、それに伴い発効します。

市場規約

この市場規約は、ベイオークの主催するオートオークション市場（以下単に「オークション」という）の運営基本方針と、市場参加者の遵守義務を定めたものです。

■目的

第1条

1. 当オークションは、当オークションに車輛を出品する者（以下「出品店」という）と当オークションにて車輛を落札し購入する者または落札しようとする者（以下「落札店」という）との仲介を厳正・公正・安心に行う事を基本方針とします。
2. 当オークションは、ベイオーク基本方針に基づき出品店と落札店双方の利便が、公正かつ均等に生じ、よって業界の発展に寄与することを目的とします。

■オークション情報の告知

第2条

1. 当オークションは、開催日、名称、開催時間等は、ベイオークの掲示及び、ホームページ（以下「ベイネット」という）に掲載するものとします。
2. 前項について、ベイオークの運営上、変更した場合もベイオークの掲示及びベイネットに掲載するものとします。

■会員情報

第3条

1. 当オークションは、会員または従業員の個人情報（以下「会員情報」という）について、オークション運営を円滑に行なうため、業務委託先及び業務提携先に提供することができるものとし、会員はこれに承諾するものとします。
2. 当オークションは、以下の各号のいずれかに該当する場合、第三者に対して会員情報を開示できることとします。
 - ① 開示することについて会員の同意があったとき。
 - ② 法令に基づき、裁判所、弁護士会または、その他の公共機関からの開示請求があったとき。
 - ③ その他、ベイオークが紛争の解決および公正なオークション運営を行うため、情報開示が妥当と判断したとき。

3. 当オークションは、取引により、会員間に紛争が生じた場合で、ベイオークのあつせん、または仲裁が不調に終わったとき、当該会員に対して、会員情報を開示できるものとし、会員はこれを承諾するものとします。
4. 会員情報の取扱いについては、本規約に定めるもののほか、ベイオークが別途定める個人情報保護方針に従って取り扱うものとします。
5. 会員情報の提供
 - ① 当オークションは、円滑なオークション運営の実施を目的として、走行距離メーター改ざんの関与情報、支払遅延情報、退会処分情報、倒産情報、古物営業法違反情報、反社会情報等を一般社団法人日本オートオークション協議会に提供します。
 - ② 当オークションが一般社団法人日本オートオークション協議会に提供した前項の情報は、同法人の参加会場によって共有されます。
 - ③ 当社は、一般社団法人日本オートオークション協議会から取得した他会場における会員の情報を参考にして、取引の制限措置を実施することがあります。

■入会条件

第4条

1. 会員及び入会を申し込む者は、以下の条件を必要とします。
 - ① 所轄公安委員会発行の古物商許可証を取得していること。
 - ② 適格請求書発行事業者登録番号を取得していること。
 - ③ ベイオークが認める常設の営業拠点を有し現に営業活動を行っていること。
 - ④ ベイオーク登録参加申込書及びベイオークが要求する必要書類を提出し、ベイオークより書面で承認を得ること。
 - ⑤ ベイオークより承認を得た後に、ベイオークが別途定める登録費を支払い、保証金をベイオークに預託すること。
 - ⑥ 本規約以外にベイオークが追加した別途条件に従うこと。
2. 以下の各号に該当する者は会員となることはできません。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから、5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等、国際犯罪組織、国際テロリスト等、およびその密接関係者その他の反社会的勢力である者。（以下「反社会的勢力」という）
 - ② 代表者、責任者、取締役または従業員等もしくは実質的に経営に関与する者が反社会的勢力である者。
 - ③ 反社会的勢力が経営を支配し、もしくは実質的に経営に関与していると認められる者。
 - ④ 反社会的勢力に資金提供または便宜供与を行なった者、その他反社会的勢力と密接な関係がある者。
 - ⑤ 反社会的勢力と取引関係がある者。
 - ⑥ 過去に刑事事件で有罪の判決を受けた者（法人の場合は代表者または取締役が刑事事件で有罪判決を受けた場合も同様とします。）
 - ⑦ 過去に破産、個人再生、民事再生、会社更生その他これらに類する手続の開始申立てがなされた者。
 - ⑧ ベイオークが会員としてふさわしくないと認めた者。
3. 会員は入会後も、前項各号のいずれにも該当しない事を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

■保証金

第5条

1. 保証金の額はベイオークが別途定めます。
2. 保証金には利息はつきません。
3. 保証金は、会員の当オークションに関わる取引債務、ベイオークが定めた費用における債務及びベイオークに対する債務を保証し担保とします。
4. 会員が、前項における債務を履行しない場合は、ベイオークは保証金をその債務に充当できるものとして扱います。
5. 前項によって、保証金が不足した場合は、その会員は、ベイオークが指定した日までに不足額を支払わなければいけません。
6. 会員が退会した場合、ベイオークはその会員に債務と相殺した金額を返金します。
7. 退会に伴う保証金の返金は、最終取引日を含め6ヵ月が経過したのちとします。
8. 会員が強制退会になり、連絡不能である場合は、保証金を返金しません。

■連帯保証人

第6条

1. 連帯保証人は会員が当社に対して負担する一切の債務を保証し、会員と連携して債務を履行するものとします。
2. 連帯保証人の保証する極度額は1,000万円とします。
3. 本条の規定は連帯保証人の保証契約締結時期に関わらず、全ての連帯保証人に適用されるものとします。

■取引条件・与信限度

第7条

1. ベイオークは会員の個々に、当社で審査して決定する取引条件や取引額の上限を定め、会員はその条件、範囲内での取引とします。
2. 会員は決定した取引条件や与信限度額に対して、一切の異議の申立ができません。

■登録証

第8条

1. ベイオークは、会員に対して、登録証（以下「ポスカード」という）を交付します。当オークションに参加する場合は、これを携行しなければいけません。携行がない場合は入場をお断りする事があります。
2. 会員がポスカードの盗難を含む紛失及び破損した場合、ベイオークは、その会員にベイオークの定める再発行手数料を徴収します。
3. ポスカードの紛失による第三者の悪用があった場合、その紛失した会員は、金銭を含む一切の責任を有します。

■取引方法

第9条

1. ベイオークにおける取引は、ポスト&コンピューターオークション方式とします。
2. ベイオークにおける取引の方法は、ベイオークが別に定め、会員はそれに従うものとします。
3. オークションは、原則として立会い調整とします。但し、開催日当日不在の場合は該当車両オークション開始30分前迄に価格調整登録にて行えるものとします。

■コンダクター権限

第10条

1. コンダクター（調整人）は、オークション状況によりスタート価格を変更できるものとします。
2. 出品店の立会い調整の有無に限らずコンダクター（調整人）は、調整価格もしくは希望価格に対し『以上』は1万円、『位』は3万円の調整幅を有するものとします。
3. 再セリはコンダクター（調整人）の判断による場合のみ、行えるものとします。但し、再セリを行う場合は必ず“売切”とし、応札無き場合は流札とします。

■商談

第11条

1. 商談申込については、商談受付窓口（ポストカード必要）・館内外ベネット端末・提携先インターネット端末のみとし、電話での受付は致しません。
2. 商談申込の優先権は、応札が有る場合に限り該当車輻セリ後10分を最終応札店とします。また最終車輻セリ後30分までの受付となります。
3. 商談申込価格は、最終応札価格の3万円以上とします。
4. 商談申込車輻に対しての申込の取消もしくは落札後のキャンセルは、原則として受付致しません。
5. 書類不備・取消車輻の商談は、原則として行わないものとします。

■ワンプライス

第12条

会員はベイオークにおける共有在庫業販サービス（以下「ワンプラ」という）を利用することができ、ワンプラにおける全ての取引は、現車会場での取引と同様とみなし本規約を適用します。但し別途細則については、本規約ワンプラ細則の定めによります。

■代金決済

第13条

1. 代金決済については、その会員は、ベイオークが定める期日までに支払うものとします。
2. オークション開催同日において、出品成約車輻・落札車輻双方ある場合、その決済額は、相殺額となります。尚、会員は、オークション複数回数による相殺額を決済額とすることはできません。
3. 車輻代金等振込の際、会員・ベイオーク共に振込手数料は、振込人負担とします。
4. 成約車輻の代金決済については、本規約出品規定の定めによります。
5. 落札車輻の代金決済については、本規約落札規定の定めによります。

■手数料

第14条

1. 当オークションにおける取引参加者は、ベイオークに所定の手数料を支払う義務があります。尚、この手数料は諸般の事情により改訂する場合があります。
2. ベイオークが出品受付した後の出品取消の場合も同様に、所定の手数料を支払う義務があります。

■自動車税

第15条

落札店はベイオークが定める自動車税規定に基づいて、自動車税相当額をベイオークに預けなければなりません。

■クレーム及びトラブル処理

第16条

1. 当オークションでの取引内容において品質及び仕様等の不良または誤表示の事実が判明した場合、別の定めに基づいてベイオークが出品店・落札店双方の調停処理または裁定を行います。
2. 前項以外のトラブルについても、ベイオークが調停処理または裁定を行います。
3. ベイオークの裁定の結果については、出品店・落札店共に、これに従わねばなりません。
4. 会員とベイオークとの間に紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに当事者双方は合意するものとします。

■取引の制限

第17条

1. 会員が車輛代金等の支払いを遅延した場合は、遅延が解消するまでの間、落札することができません。
2. ベイオークは会員に対して1開催当りの落札限度額を設定することがあります。この落札限度額を超過した場合、応札を中止していただくことがあります。
3. ベイオーク規約や諸規定に基づき、セリ参加が相応しくないと判断した会員の取引を制限することがあります。
4. ベイオークは業務提携しているオークション会場から提供された提携先での規約違反または債務不履行等の情報に基づき、会員の取引を制限します。

■禁止行為等

第18条

会員は、不適正な次の行為をしてはいけません。

1. 本規約・法律に違反すること。
2. 公序良俗に反すること。
3. オークション取引前に出品店と落札店の直接談合による売買行為。
4. 流札車の出品店と落札店の直接談合による売買行為。
5. ベイオークを介さず、出品店・落札店・名義人等に直接連絡する行為。
6. 当オークション管理敷地内での暴言暴行等、市場秩序を乱す行為、並びに品位を損なう行為。
7. ポスカード不着用でのオークション会場への入場行為。
8. 名義貸しによる出品・落札、ポスカードの貸与・ポス端末機の代行操作等の行為。
9. ベイオーク管理敷地内各事務所、調整室内等への立ち入り行為。
10. ベイオーク社員に対する暴言暴行及び威圧的に困惑させる行為。
11. ベイオークに対する誹謗中傷や信用を傷つけるような言動や行為。
12. その他、ベイオークが認めない言動や行為。
13. クレーム・トラブル等の際、ベイオークが求める状況報告・資料提出を怠る行為。
14. ベイオークに対して虚偽の報告をする行為。

15. 故意・偶然・過失にかかわらず、ベイオーク品質基準・出品中止車輛と定めている車輛をベイオークに出品する行為。
16. ベイオークで提供される車輛情報およびその他のオークション情報を転用する行為。
17. ベイオークの管理する敷地内において許可なく写真・動画撮影および録音など行なう行為。
18. ベイオークの管理する敷地内において撮影された写真・動画等（許可を得て撮影されたもの、ベイオークが撮影したものを含む）を許可なく使用する行為。
19. その他、ベイオークが禁止する行為。

会員が、契約中及び契約後も含め、本規約違反やベイオークに損害を与えた場合、ベイオークは、その会員やこの件に関わった者に対して損害賠償の請求をすることができます。また、その違反の程度に応じて取引停止や取引条件の制限ができるものとします。

■登録事項の変更に関する届出

第19条

会員は登録事項（社名、住所、電話番号、取引銀行、適格請求書発行事業者登録番号、その他の内容）に変更があった場合、速やかに所定の方法で変更の内容を届け出なければならないものとします。届出がない場合、ベイオークは会員の取引制限を付すことができるものとし、それによって生じた損害についてベイオークは一切責任を負わないものとします。

■免責

第20条

ベイオークは以下に該当する事由により会員が被った損害について、その賠償責任を負わないものとします。

1. ポス&コンピューターシステム、これに付随する全てのハードウェアおよびソフトウェアの故障等原因により発生する損害。
2. 通信機器または通信回線などのトラブル等による送信データの変化、または消滅による損害。
3. システムまたは指定機器に起因する事故による損害。
4. 会員の操作ミス等と想定される原因により発生する損害。
5. 天変地異、疫病、落雷、火災、異常電流等、その他不可抗力に起因する損害やオークションを運営できない場合に発生する損害。
6. 車輛が敷地内で機関、走行装置、その他等に不測の故障、破損等が発生した場合の損害。
7. その他ベイオークの責に帰する事のできない事由により生じた損害。

■運営設備等の事故

第21条

ポス&コンピューターシステム及び設備等の不測の事故発生により運営できない場合は、会員はベイオークの裁定に従うこととします。

■任意退会

第22条

会員は任意に退会することができます。退会する場合はベイオークが定める所定の手続きを行わなければならないものとします。また、原則として退会はベイオークが関わる諸手続きを完了した時点とします。

■強制退会

第23条

会員が以下のいずれかに該当する場合は、ベイオークは、事前通告することなくその会員を強制退会させることができます。会員はそれに対し異議申し立てをしないものとします。

1. 車輛代金やベイオークに対する債務等の支払いを期日までに行わなかったとき。
2. 差押・仮差押・競売・会社更生手続・破産・再生等の申立てがあったとき。
3. 手形・小切手の不渡りがあったとき。または、支払いが停止をする恐れがあり社会的信用状態が悪化したとき。
4. 1ヵ年以上連絡が不可能になったとき（発送する郵便物、または電話などによる連絡が取れないとき。この場合の連絡先は届出登録のところとします）。
5. 犯罪行為等により社会的、法的に処罰を受けベイオークが退会を必要と判断したとき。
6. 第4条2項各号のいずれかに該当したとき。
7. 自ら走行距離の改ざんをした者。もしくは走行距離の改ざんを他人に依頼した者。
8. 走行距離の改ざんがあることに気づきながら、出品申込書の所定欄に「*」マークを記入しなかった者。
9. 本規約及び法令・条例に違反し、ベイオークが一度注意を促したにもかかわらず、反省がない、もしくは第18条の禁止行為をおこなったとベイオークが認めたとき。

■退会後の債務履行義務

第24条

会員が退会もしくは強制退会となった場合、その者は、その日にベイオークに対する債務を履行する義務を有します。また、会員が退会もしくは強制退会となった後に、その者のベイオークに対する残存債務については、その者の債務支払い義務は契約終了後も存続します。

■オークション参加登録の抹消

第25条

ベイオークは、会員が退会すると同時にベイオーク参加登録を抹消します。

■提携オークションへの参加

第26条

1. 会員は、ベイオークが提携するオークションに登録参加申込の上、承認が得られた場合に限り参加することができます。
2. 会員は、提携先のオークション規約及びこれに付随する諸規定を遵守するものとします。
3. ベイオークは提携先での規約違反または債務不履行等の情報に基づき、会員の取引を制限します。

■規約の改定・追加

第27条

1. 本規約、または諸規定の改定については、当オークション会場内に掲示するとともに、ベイネットに掲載することで告知するものとします。また会員は、前項の会場掲示及びベイネットの掲示内容について随時確認をすることとします。
2. 会員は、改定後に当オークション取引参加した場合、当該取引への参加をもって規約改定・追加を承諾したものとみなします。

■諸規定

第28条

本規約で取り決める諸規定は次の通りです。

- ・ 出品規定
- ・ 落札規定
- ・ 書類・自動車税規定
- ・ 検査規定
- ・ 評価点基準
- ・ 裁定規定
- ・ 車輛搬入出管理規定
- ・ その他ベイオークが別途定めている規定

出品規定

■目的

第1条

ベイオークは、オークション運営の基本方針に基づき取扱う商品が常に良好な品質である状態で管理・維持し、一般社会における経済活動に寄与することを目的としています。

■出品店の品質検査義務

第2条

会員はベイオークに出品する際、良質な商品をもって当オークションで取引をする義務を有します。尚、その会員は、次の項目を遵守しなければなりません。また、ベイオークの行う品質評価は、当オークション独自に会員に資料提供するものであり、ベイオークがその商品の品質保証をするものではありません。

1. 本規約上の検査規定全般、特に同規定中の品質基準について十分に理解すること。
2. 検査規定及び良識・法令等に基づき、また、エンドユーザーの立場に立って、十分な商品の検査を行うこと。
3. 商品の仕様、品質の程度等をベイオークの検査規定に基づき誠実に申請すること。

■出品店の責任

第3条

出品店は、商品車輛を出品した際に、次の責任を有します。

1. 出品店は、出品車輛の検査結果において責任を有します。
2. 当オークションでの取引の結果、品質クレーム等トラブルが生じた場合、出品店がその責任を有します。

■出品の条件

第4条

出品店は、次の条件を必要とします。

1. 出品店は、ベイオークの会員であること。
2. 出品店は、本規定第2条の品質検査義務を理解し、実行すること。
3. 出品店は、その出品車輛が成約した場合、オークション開催日を含む9日以内に、その車輛を譲渡するために必要な書類（以下「譲渡書類」という）をベイオークに提出しなければなりません。（ベイオークの長期休暇をはさんだ場合等の引渡期限は別途定めるものとします）
4. 出品車輛は、接合車等、法的にて抵触事項がないこと。
5. 出品車輛は、抵当権設定・差押等、権利において抵触事項がないこと。
6. 出品車輛はバッテリーが良好で燃料が必要量あり、かつエンジン始動の上自走可能な車輛であること。
7. ガス漏れ、オイル漏れ等で火災危険が予測されない車輛であること。
8. 出品車輛の実走行と現メーターに相違がある場合は、以下の通りに出品申込書に記入すること。
メーター交換車・・・「\$」マークをつけ、合算距離を記入。（保証書記載等証明必須）
走行不明車・・・「#」マークをつけ、現メーターの距離を記入。
メーター改竄車・・・「*」マークをつけ、現メーターの距離を記入。過去の走行履歴があれば、出品店記入欄にて申告。

9. 出品車輛は、ベイオークが別に定めるブロック規定に基づき出品されなければなりません。
10. 未修復の事故現状車は指定するブロックで、ベイオークが定めた条件の基に出品できます。
11. 自動車検査証における検査有効期限を有する（以下「検付」という）車輛については、ナンバープレートと封印（乗用車）がある車輛とします。
但し、軽自動車に限っては、検付車輛でナンバープレートが付いていないものでも出品できることとします。その場合、出品申込票に必ず「プレート後日渡し」と記載し、譲渡書類と同等の扱いと致します。尚、検付車輛が落札された場合、その出品店は、譲渡書類として自動車損害賠償責任保険証明書（以下「自賠責」という）を落札店に譲渡しなければなりません。また、離島用の場合はその旨を申告しなければなりません。
12. 冠水車・消火器跡車は、出品店の申告がある場合に限り出品できることとします。
尚、冠水車・消火器跡車は、ベイオークにおける評価点基準を1点とします。
また、オフロード競技車及びそれとみなす車輛（ベイオークの判断）は冠水車とします。
13. 特殊燃料車（CNG・LPG・EV「電気」）が敷地内で燃料・充電が不足した場合、出品を中止させていただく場合があります。
14. 未登録車輛についてはベイオークの判断を要します。
15. その他、ベイオークが流通させるべきでない判断した車輛については出品を中止させていただく場合があります。

■出品手続

第5条

出品店は、次の定めに従い出品手続きを行うこととします。

1. 出品店は、ベイオークの定める出品ブロックの搬入時間内に出品車輛をベイオークに搬入すること。
2. 出品店は、ベイオーク所定の出品申込票に必要事項を記入します。また、ベイオーク検査規定に基づいて行った出品車輛の不具合箇所を必ず明記すること。
3. 出品店は、その他（追加）画像にて確認できる装備品等についても、動作確認を行ない、正確に掲載すること。
4. 出品店は、誤解を招くような紛らわしい表現での記入の仕方や、出品車輛の不具合箇所を明記しなかった場合、いかなる場合においても、その責任は、出品店にあり、それを処理する義務を有します。
5. 出品店は、出品申込票を出品車輛のダッシュボードの上等わかりやすい所に置いて、ベイオークの車輛搬出入係員の指定する場所に配置すること。
6. 出品店は、自らの責任において自ら出品申込票を記入しなければなりません。また、やむを得ず、代理人に出品手続や出品申込票の記入を依頼した場合、出品店が、その全責任を負うこととします。
7. 出品リストの掲載内容が異なっている場合、出品店は、セリ開始60分前までにベイオークに所定の用紙にて申告し、訂正しなければいけません。この申告・訂正のないことによる、トラブル・クレーム等に関しては、出品店が責任を負います。
8. ベイオークは、検査有効期限が開催日を含め30日以上無い出品車輛を検無車輛として取扱います。
9. 出品店は、検無車輛を出品する場合、その車輛のナンバープレートを必ず外して出品しなければなりません。また、対象車輛がナンバープレート付きでベイオークより搬出された場合、出品店から落札店に対し、所定の手数料を支払うことによりナンバープレートの返却、または代行抹消を依頼できることとします。尚、双方が移転登録の書類で良い場合はこの限りではありません。

10. 保証書（メーカー発行の新車保証書で保証継承が可能なもの）・リモコン類・取説・ナビSD等の付属品については、出品店は、盗難防止の為に出品車両には積み込まず、成約後に譲渡書類と同時にベイオークに提出することとします。尚、これを怠り、万一それらが盗難等により無くなった場合、出品店はこれらに関しての全責任を負います。
11. 出品申込票において必要事項（車台NO.等）が未記入の場合、その出品車両は出品できないものとします。

■譲渡書類等

第6条

譲渡書類・リサイクル預託金・納税証明等については本規約書類・自動車税規定の定めによります。

■成約車両の代金決済

第7条

1. 成約車の譲渡書類がベイオークに17:00までに受付された場合、ベイオークの翌営業日以降の銀行営業日に、その成約車両代金から出品料・成約料等の手数料を差し引いた金額を出品店に支払います。
2. その出品店にベイオークに対する債務やクレーム負担金及び損害金等の支払い義務がある場合は、ベイオークは車両代金から差し引くものとします。また、この場合において、ベイオークが車両代金をその出品店に支払済の場合や、車両代金からその出品店の債務等を差し引いて不足があった場合は、その出品店は、ベイオークの請求通りにただちに支払う義務を有します。これに対する支払遅延の場合、ベイオークは、保証金もしくは還付計上中の自動車税相当額から差引くものとします。

■手数料

第8条

出品店は、ベイオーク所定の手数料を支払うものとします。また、出品受付後の出品取消（日本オートオークション協議会による『走行管理システム』にて走行距離改ざんの疑義が発覚したものを含む）の場合、ベイオークは、その出品店に対してその手数料を返金しません。

■福祉車両の消費税

第9条

1. 福祉車両の消費税については原則出品店よりの申告があった場合、消費税非課税とします。
2. 出品店より申告がない場合、中古車として販売される際には対象装置の不良・欠品等条件を満たさない場合も考えられるため、消費税を計上するものとします。
但し、落札店より書類発送日を含む7日以内に非課税申告があり、出品店が承諾した場合は消費税相当額を返還するものとします。

■受付時間

第10条

1. 出品受付時間

出品受付時間はオークション前日（通常火曜日）の15：00までとなります。以降、オークション当日（通常水曜日）11：00までの受付は当日ブロックとなります。

2. 書類受付時間

ベイオークへ直接、譲渡書類を持ち込みする場合の受付時間は、月～土曜日の9：00～17：00とします。17：00を過ぎての入庫は翌日扱いとなる場合があります。但し、オークション当日は17：00を過ぎても、オークション終了後1時間までは当日受付とします。また、ベイオークが休業日の場合は受付いたしません。

■成約車の解約

第11条

出品店の都合により成約車を解約する場合は、次の条件の下で出品店は、成約車輛を解約することができます。但し、商談成約車輛についてはこの限りではありません。

1. 成約車の解約は、オークション当日の車輛成約後2時間以内かつオークション終了後1時間以内にできることとします。
2. 成約車の解約金として出品店は、別途定めるペナルティー料を支払わなければなりません。

落札規定

■目的

第1条

ベイオークは、落札店・出品店双方の取引を仲介し、その仲介をベイオーク基本方針に基づき行うことによって、双方に便益を供し業界繁栄の一助となることを目的としています。

この目的を貫徹する為に、ベイオークは、全ての参加者が平等な立場で参加できることをその精神として、本規定を定めます。

■落札店参加条件

第2条

会員はベイオークで落札する際は、次の条件を満たし、遵守することとします。

1. 落札店は、落札規定第1条の目的を十分に理解し承諾をしていること。
2. 落札店は、ベイオークと登録参加契約をしていること。
3. 落札店は、その落札車輛の代金・ベイオークが定めた自動車税相当額・手数料等を落札店規定第4条の通りに支払うこと。
4. 落札店は、落札車輛の名義変更をオークション開催日の翌月末日までに完了すること。但し、出品申込票に名義期限が記入されている場合は、その期日までに名義変更を行うこと。
5. 落札店は、別途定めた車輛搬入出管理規定に従って、落札した車輛を搬出すること。
6. 落札店は、その落札車輛に不具合箇所があり、落札店の正当な理由によるクレームがあった場合でも、ベイオークに積極的に協力し、円満な早期解決に協力すること。尚、クレームにおいて処理が難航した場合は、落札店はベイオークの裁定に従うこと。
7. 落札店は落札した車輛の書類を確認する義務があり、不備があった場合には到着日を含め7日以内に申告すること。
8. メーカー保証継承費用については、落札店が負担すること。

■落札店の商品品質確認

第3条

落札店は、落札購入しようとする現車（ベイオーク管理敷地内商品車輛）を必ず下見し、品質を確認してから当オークションに参加することとします。

■落札車輛の代金決済

第4条

1. 落札店は、落札代金・自動車税相当額・リサイクル預託金・諸手数料等の金額を、オークション開催日を含めた7日正午までに支払うこととします。但し、入金後搬出条件付会員は、オークション開催日を含めた3日17：00までに支払うこととします。
2. 落札店は、その落札車輛に対するクレームがあってもその解決とは別にその車輛代金を決済しなければなりません。
3. 落札店の落札代金等の決済が約束の期日を過ぎた場合、その落札店は、未決済金額に対し約束の期日の翌日より年利14.6%の遅延損害金をベイオークに支払う義務を有します。

4. ベイオークが認めた以外の未決済代金等がある場合は、その落札店は次回当オークションに参加できないこととします。
5. 未決済代金等が長期に至った場合、ベイオークはその落札店を強制退会させることができることとします。

■落札車輛の搬出

第5条

落札店は、別途定めた車輛搬入出管理規定に従い落札車輛を搬出しなければなりません。

また、クレーム関連細則に定められた当日期限のクレーム内容や、盗難等を十分に検査した後に車輛を搬出する義務を有します。この件に関しての車輛搬出後に対する責任は、車輛を搬出した者及びそれを依頼した落札店にあります。

■クレーム

第6条

落札店におけるクレームに関しては、落札店は、本規約裁定規定及びクレーム関連細則に従いベイオークに申し立てすることとします。

■落札車輛の解約

第7条

落札店の都合により落札車輛を解約する場合は、落札店は次の条件の下で、落札車輛を解約することができます。但し、商談落札車輛についてはこの限りではありません。

1. 落札車輛の解約は、オークション当日の車輛落札後2時間以内かつオークション終了後1時間以内に行うこととします。
2. 落札車輛の解約金として落札店は、別途定めるペナルティー料を支払わなければなりません。

■落札車輛の所有権

第8条

1. 落札車輛の所有権は、落札店がベイオークに対して落札車輛代金等を支払った事を、ベイオークが確認した時点で落札店に移転するものとします。
2. 落札店が落札車輛代金等をベイオークに支払う以前に、ベイオークが出品店に対して成約車輛代金を支払った場合、ベイオークはその車輛代金等を担保にするために、代金決済まで当該車輛の所有権を留保するものとします。
3. 落札店が落札車輛代金等の支払いを遅延した場合、ベイオークは落札店の承諾を得ずとも当該車輛の名義をベイオークに移転できるものとし、落札店はあらかじめこれに同意することとします。この場合の名義移転にかかわる費用、自動車税その他の費用は、落札店の負担とします。
4. 落札店が落札車輛代金等の支払いを遅延した場合、ベイオークは第8条の2の所有権に基づき、落札店（落札店からの譲受人を含む）から、当該車輛を引き上げた上、これを売却し落札車輛代金に充当できるものとします。

書類・自動車税規定

■目的

第1条

本規定は、ベイオークにおいて取引された車輛の、譲渡書類等に関する諸問題を建設的かつ円満に解決し、また、自動車税相当額が、出品店・落札店双方の公平な自動車税負担の原則を損なわぬよう図る事を目的とします。

■譲渡書類

第2条

1. 譲渡書類は全国の陸運支局及び検査登録事務所で移転登録可能な書類であり、差し替えが可能なものとします。尚、相続移転書類・会社倒産・事業用ナンバー等の書類は受付できません。
2. 譲渡書類（印鑑証明書等）の有効期限は、オークション開催日の翌月末日以上あることとします。
万一、その譲渡書類の有効期限がオークション開催月の翌月末未満しかなかった場合、出品店は、ベイオークを通して落札店の承認を得る必要があります。さらに、落札店に対し別途定めた早期名義変更手数料を支払う義務を有します。
3. 出品申込票に名義変更期限を記載する場合は開催日を含めて20日以上あるものとします。
尚、この場合、出品店の理由によりその譲渡書類がベイオークに到着することが著しく遅れた場合、ベイオークは、その有効期限を無効とすることができます。

■リサイクル預託金額

第3条

1. 出品申込票に申告が無い場合は未預託として取り扱います。
2. 出品票に申告された預託金額に過剰申告があった場合、出品店はベイオークを通して落札店に返金しなければなりません。但し、落札店が書類発送日を含め7日以内に申告した場合のみ受付します。

■納税証明

第4条

継続検査用納税証明書の取扱いについては、運輸支局の電子データにより納税確認するものとします。但し、納税日の都合等で確認が取れない場合は、請求日を含む7日以内に継続検査用納税証明書を提出しなければなりません。これに遅延した場合は別途定めた費用を出品店へ請求します。

■譲渡書類引渡し遅延

第5条

1. 出品店による譲渡書類の引渡し成約日を含め10日経過した場合、出品店は落札店に対して別途定めたペナルティーを支払う義務を有します。また、譲渡書類の引き渡しが開催日を含め30日以上経過した場合は落札店にキャンセルできる権利が発生します。
2. 出品店が、何らかの理由で譲渡書類を引渡しできない場合は、落札店は期間に関係なくキャンセルする権利を有します。その出品店は、別途定めたペナルティーとベイオークが認めた諸費用の支払い義務を有します。

■譲渡書類の不備・差し替え

第6条

1. 譲渡書類の不備が落札店到着後に発覚した場合、出品店は速やかに再交付し、ベイオークに提出しなければなりません。また、申告日を含め8日経過した場合、出品店は別途定めたペナルティーを落札店に支払う義務を有します。
2. 落札店の過失による譲渡書類の有効期限の失効や書き損じ等が原因で出品店に譲渡書類の差し替えを依頼する場合、落札店は、別途定めたペナルティーを支払うものとします。出品店はこの場合、積極的に協力するものとしますが、その処理にあたって差し替え日数を要し問題が発生しても、出品店は責任を負わないものとします。出品店の過失によってこの件が発生した場合は、ペナルティー等を含めこの限りではありません。また、差し替え期間の日数は名義変更遅延ペナルティーの日数からは除外します。
3. 譲渡書類の差し替えについて落札店は、必ずベイオークを通じて行うものとします。落札店が名義人に直接譲渡書類の差し替えを依頼した事実が判明した場合、落札店は別途定めたペナルティーを支払う義務を有します。
4. 落札店が譲渡書類を紛失した、もしくは盗難された場合、落札店は別途定めたペナルティーを支払うものとします。但し、自賠責保険の再発行には応じない事とします。

■名義変更完了後のコピー提出

第7条

名義変更期限月の翌月5日までに名義変更完了後のコピーをベイオークに提出しなければいけません。

万一、提出が期限を過ぎた場合は、ベイオークにて現在登録証明の発行処理を行い、確認するものとします。

なお、その際は落札店に別途手数料を請求します。

■名義変更遅延

第8条

名義変更が期日内に完了していない場合は、名義変更遅延ペナルティーとして、別途定める金額を加算するものとします。又、差替えが発生した場合、同時に差替えペナルティーも徴収いたします。但し、出品店の都合による譲渡書類の引渡しの遅れ、もしくは差替え処理が長期にわたった場合は、ベイオークの判断により名義変更遅延ペナルティーを考慮するものといたします。

■名義変更前の違反行為

第9条

名義変更前に落札店もしくはそれに関わる者が落札車輛を走行使用し、出品店にスピード違反・駐車違反・その他迷惑をかけた場合、落札店は迷惑料として別途定めたペナルティーを支払う事とします。

検査規定

■目的

第1条

ベイオークで取扱う中古自動車の商品価値を向上させる目的の為、本規定を定めるものとします。

■商品車輛検査

第2条

ベイオーク出品車輛の商品価値検査は次の通り行うものとします。

1. ベイオークは出品車輛の検査・点検を行い、ベイオーク品質評価点を付することとします。但し、出品車輛の機関・機構等についてベイオークは関与しないものとします。
2. ベイオーク評価点基準に基づく出品車輛の評価点は、あくまで参考基準で、商取引を円滑に行うための目安とします。出品店が出品する車輛の品質を保証するものではありません。
3. ベイオーク評価点基準に基づく評価点に対する異議申し立ては、一切受付しないものとします。

■品質基準

第3条

1. 事故車

事故車と判定する基準は、次の通りとします。

- ① フレームの破損したもの及び交換・修正を要した車輛。(第一メンバーの交換含む)
- ② フロントインサイドパネルの交換・修正及び修正を要した車輛。
- ③ ピラー等が損傷したもの及び交換・修正を要した車輛。
- ④ リヤトランクフロアパネル、ルームフロアパネル、リヤインサイドパネルが損傷したもの及び、交換・修正を要した車輛。
- ⑤ ルーフパネルの交換及び、各ルーフピラーの損傷、修正を要した車輛。
- ⑥ トゥーボードを交換・修正及び修正を要した車輛。
- ⑦ クォーターパネル、エンドパネル、コアサポート、ロッカーパネル等が損傷したもの及び、交換・修正を要した車輛は事故車扱いにはなりません。但し、車輛骨格部位まで損傷したもの及び、補修・修正したものまたは、補修・修正の悪い車輛については、事故車として取扱います。
- ⑧ 損傷・補修・修正した状態が不明瞭で事故の疑いがある車輛。
- ⑨ その他、ベイオーク品質基準内であっても事故車と判断した車輛。

上記①～⑦までについて損傷・交換又は修正を要した状態が事故に起因した疑いがある車輛。

2. 出品中止車輛

次のいずれかに該当する車輛はベイオークの判断にて出品中止とします。

- ① 接合車、盗難車。
- ② 機関、機構、走行機能、ブレーキ等の制動機能に異常、問題が認められた車輛。
- ③ 機関、機構等でオイル、水、燃料等の漏れが著しくひどい車輛。
- ④ トラック、ダンプ等のセットパネル、ライトバンの荷台の状態が劣悪な車輛。
- ⑤ 内装の汚れが著しく劣悪で、悪臭の取れない車輛。
- ⑥ 腐食が著しく進行し、外装が見た目にも悪い印象を抱かせる車輛。
- ⑦ 下見の段階で壊れる恐れのある車輛。

- ⑧ 出品する事により、危険が予測される車輛。
- ⑨ 車台ナンバーの確認が出来ない車輛。もしくは、車台ナンバーの改ざん、又はその疑い等を有する車輛。
- ⑩ その他、ベイオークが粗悪車及び出品中止車輛と認めた車輛。

3. 冠水車・消火器跡車とは

次のいずれかに該当する車輛とします。

- ① 水害・消火器散布により機関、機構、車輛室内外等に異常、問題が認められた車輛。
- ② その他、ベイオークが冠水車（冠水車相当）・消火器跡車と判断した車輛。

4. 接合車とは

新品部品ではない他の車輛の一部を複数パネル一体で交換、接合したもの及び、ベイオークがそれに準ずると判断したもの。

■検査結果の尊重及び維持

第4条

- 1. ベイオークの検査員が品質基準に基づき行った検査結果及び評価点は、ベイオークの検査員以外の何者も訂正抹消することはできません。尚、ベイオーク指定の出品申込票の記載事項等を改ざんした者は厳重処分することとします。
- 2. ベイオークの検査員とは所定の研修を終了し、ベイオークが認定した者をいいます。

評価点基準

■評価採点

ベイオークに出品する商品車輛にはベイオークの評価点基準に基づき、ベイオークが商品評価点を付することとし、これをもって落札店の品質判断に供するものとして、その評価点の基準を次の通りに定めるものとします。

評価点	評価点基準	
9－7点	登録より12ヶ月目まで	内装・外装ともに無傷、無加修のもの 走行距離・・・10,000km以内
6点	登録より36ヶ月目まで	内装・外装ともに軽微な瑕疵が有るもの 走行距離・・・30,000km以内
5点	<p>内装・外装ともに瑕疵が多少有るが軽微な加修ですむもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 内装 ……汚れ、しみ、のり跡、コゲ、小傷が若干あるもの ■ 外装 ……小傷、エクボ程度 バンパー・スポイラー下部に目立たない傷、エクボがあるもの ネジ止め部分を1区画交換（フロントフェンダー・ボンネット・ドア・トランクフード等） 補修の仕上がりが極めて良好なもの ■ エンジン・足回り・・・走行に支障なく良好なもの ■ 走行距離・・・50,000km以内 ■ その他・・・職権打刻車 	
4.5点	<p>内装・外装ともに瑕疵が有るが多少の加修ですむもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 内装 ……汚れ、シミ、キレ、スレ、コゲ穴、傷が若干あるもの ■ 外装 ……ネジ止め部分を2区画交換（フロントフェンダー・ボンネット・ドア・トランクフード等） 傷、小凹程度がある 片側面に補修跡（仕上がりが良好なもの） バンパー・スポイラー下部に目立たない傷、小凹が複数あるもの ■ メーター交換車 ■ 走行距離・・・100,000km以内 	
4点	<p>内装・外装ともに目立つ瑕疵が複数あり、加修を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 内装 ……コゲ穴、汚れ、傷等があるもの ■ 外装 ……線傷、凹が有り補修を要するもの 補修跡があっても仕上がりが良好なもの ネジ止部分を3区画以上交換したもの ■ 走行距離・・・150,000km以内 ■ その他・・・色替車 	

3.5点	<p>内装・外装ともに大きな瑕疵があり、加修・交換を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 内装 各所にコゲ穴、汚れ等があるもの ■ 外装 鈹金、塗装を必要とする傷、凹があるもの 各所補修跡があり、仕上がりの悪いもの ■ その他 走行不明・メーター改ざん・修復歴としない骨格損傷・ 骨格部位以外の溶接交換
3点	<p>内装・外装ともに大きな瑕疵が多数あり、加修・交換を要するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 内装 各所にコゲ穴、汚れ、傷等が多く、印象の悪いもの ■ 外装 鈹金、塗装を必要とする傷、凹が各所にあるもの 各所色あせ、看板があるもの 数ヶ所に腐食があるもの ■ エンジン・足回り 走行に支障があるもの
2点	腐蝕大
1点	冠水車、消火器跡車
0点	事故車
N点	未検査の車両、現状車、不動車等

総合評価点以外に内装・外装の評価点はバイオーク評価点基準に基づき（A・B・C・D・E）を付与します。

評価点	内装	外装
A評価	○軽微な瑕疵があるもの ○シミ、小傷、のり跡が若干あるもの	○軽微な小傷、エクボがあるもの ○そのままの状態で見せることができるもの
B評価	○軽微な瑕疵が数箇所あるもの ○汚れ、シミ、キレ、スレ、コゲ穴、傷が若干あるもの	○軽微な傷、小凹が数箇所あるもの ○片側面に補修跡があるもの
C評価	○汚れ、破れ、コゲ穴、傷があるもの	○傷・凹があるもの ○各所補修跡のあるもの
D評価	○各所に加修を要するもの ○目立つ汚れ・破れ・割れ・多数のコゲ穴等あるもの	○各所に加修を要するもの ○大きな傷・凹が数箇所あるもの ○錆の多いもの ○再補修の必要な補修跡があるもの
E評価	○大幅な加修を要するもの ○著しく状態の悪いもの	○大幅な加修を要するもの ○著しく状態の悪いもの ○腐食の多いもの

◇修復歴基準

下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。

項番	骨格部位	修復歴の判定基準
1	第1メンバー（フロント・リア） （フロントは左右サイドメンバーに直接溶接されているものとする。関節接合は除く）	①交換されているもの
		②曲がりかひどい、又はクランプ跡のあるもの
2	サイドメンバー（フロント・リア） ※フロントはコアサポートより後ろに位置する部分のみ	①交換されているもの
		②カードサイズを超える曲がり、凹み又はその修理跡があるもの
3	インナーパネル（フロント・リア） ※コアサポートより後ろに位置する部分のみ トウボード（ダッシュパネル）	①交換されているもの
		②外部又は外板を介して波及したカードサイズを超える凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー（フロント、センター）	①ロッカーパネルの立ち上がりより上方の10cmの高さより交換されているもの
		②ロッカーパネルの立ち上がりより上方の10cmの高さより外部又は外板を介して波及したカードサイズを超える凹み又はその修理跡があるもの
		③一部外部に露出している部位で交換されているもの、スポット打ち直しがあるもの
5	ルーフ	①交換されているもの
		②ピラーから波及した曲がりかひどい又はその修理跡があるもの
6	フロアパネル（フロント・センター） フロアサイドメンバー	①交換されているもの
		②外部又は外板を介して波及したカードサイズを超える凹み又はその修理跡があるもの
7	リアフロア（トランクフロア）後方にエンドパネルが接合されている場合	①交換されているもの
		②奥行きカードサイズ大程度の範囲を超える歪み・修理後がある場合
	リアフロア（トランクフロア）がエンドパネル 下方に伸びて露出している場合	①交換されているもの
		②拳大程度の範囲を超える歪み・修理跡がある場合

○修復歴の判定はボディー形状・構造（フレーム付き車など）や損傷の度合い等により異なる場合があります。

裁定規定

■目的

第1条

本規定は、当オークションに出品される車輛から生ずる品質・その他諸問題について、これを建設的かつ円満に解決し、オークションの秩序の維持と公益性を図ることを目的とします。

■方法

第2条

1. クレーム・トラブル及び異議申立等の問題（以下「クレーム」という）の解決は、出品店・落札店双方が、本規約を理解、遵守し協力することによって行われることとします。
2. クレーム等の解決は、バイオークが仲介し、本規定に定められた範囲により調停を図るものとします。
3. クレーム等の解決が難航する場合は、バイオークが総合的に判断し裁定を行います。
4. 会員はバイオークの裁定結果に従うこととします。
5. バイオークの裁定に従わない会員は、バイオークの判断により、オークションへの参加制限・参加停止・強制退会等のペナルティーを受けなければいけません。

■処理基準

第3条

クレーム等が発生した場合、バイオークは、それに対して次の基準を適用します。尚、クレーム等の受付期限や内容については、別に添付した「クレーム関連細則」の通りとします。

1. クレーム等の受付期限について
クレーム等の受付期限は、基本的にオークション開催日を含めた7日正午までとします。
2. クレーム等の範囲について
 - ① クレーム対象車輛は、新車登録から10年以内且つ走行距離10万km以内とします。また、電装関係等の不良については、一部を除き、新車登録から3年以内且つ5万km以内の車輛がクレーム対象となります。この条件を超えたものは、基本クレーム対象外となります。
一部、クレームの対象となるものは「クレーム関連細則」の通りとします。
 - ② 修復車・輸入車・商談落札車・改造車・走行不明車については一部を除いてクレーム対象外とします。
その他の一般車が、原則としてクレーム対象車輛となります。
 - ③ 工賃及び見積り代は免責となり、落札店負担とします。（搬出できないものや、一部バイオークが認めた場合を除く）
 - ④ 落札金額が20万円以下の車輛及びクレーム箇所の見積もり金額の単品部品が3万円以下の場合は、原則としてクレーム対象外とします。
一部、クレームの対象となるものは「クレーム関連細則」の通りとします。
 - ⑤ 次の行為及び項目に該当する場合、原則としてクレームの受付をしないものとします。
 - ・クレーム等申立て中または申立て前にその落札店がその車輛を第三者に転売した場合。
（オークション成約含む）登録書類でしか確認できないものはバイオークの判断となります。
 - ・名義変更登録、抹消登録、譲渡書類等に記入した場合。
 - ・クレーム等申立て中または申立て前にバイオークに許可なく、その落札店がその車輛を補修・修理をした場合。

- ・クレーム等を申し立てた落札店が、ベイオークの依頼による不良箇所のディーラー等への確認を怠った場合。もしくは、落札店が、その確認はしたが、偽った内容をベイオークに報告した場合。
- ・内外装で目視できる部分について。(画像で判断できるものも含まれます)
- ・原則として純正部品以外の部品について。
- ・同一車種において、2回目以降のクレーム申告をした場合。(期間の違う場合は除く)
- ・クレーム確認期間内に事実確認が出来ない場合。
- ・日本国外へ輸出された車輛。
- ・ベイオークの判断による消耗品。

⑥ 本規約及びクレーム関連細則にないクレーム等の裁定は、ベイオークが総合的に判断し裁定を行います。

3. その他の処理について

- ① クレーム等のある車輛についてメーカー保証内で処理可能な場合は、落札店はその処理を優先するものとします。また、その処理が不可能な場合、出品店は、当該部品(中古>リビルト>新品)のいずれかを供給する。もしくは、相応の値引きによって処理するものとします。
- ② 落札した車輛が差押えされているもしくは抵当権が設定されている場合、その出品店は、全てに優先してすみやかにそれを解除する義務を有します。

4. 走行距離が実走行と相違するクレーム等についての落札店及び出品店の責任と義務は次の通りです。

- ① 落札店のクレーム申請期間は、オークション開催日を含む6ヶ月です。但し、車検証・保証書で確認出来るものに対しては、書類等発送日を含む1ヶ月です。
- ② 点検記録簿等で事実関係が立証できる場合、落札店はキャンセルすることができます。
- ③ このクレームにおけるペナルティーや諸経費等については、「クレーム関連細則」の通りとします。
- ④ このクレームが発生した場合の出品店の義務について。

(a) 出品店は、ベイオークが交付する調査回答要求書【日本オートオークション協議会(以下「NAK」という)と連携】にてベイオークに調査報告する義務があります。この期限はベイオークより交付された日から1週間以内とし、出品店がこの期限内に報告に応じない、適切な回答をしない場合、出品店は、このクレームに関する全責任を負い、別途定めたペナルティー等の支払義務を負います。

(b) このクレームの発生原因が出品店の故意・過失によるものでないとベイオークが認めた場合、出品店は、調査回答要求書及び始末書等ベイオークが要求する書類を提出する義務を負います。なお、書類の提出に応じない場合、その出品店は、ベイオークにおいて取引することはできません。また、ベイオークは、このクレームの内容・経過・処置をベイオーク会場内に掲示し、NAK及び他のオークション会場へ通達します。

(c) このクレームの発生原因が出品店の故意・過失によるものとベイオークが認めた場合は、出品店は、このクレームに対して全責任を負い、第3条④のペナルティー等の支払い義務を負うとともに、ベイオークは、この出品店を強制解約できることとします。また、ベイオークは、このクレームの内容・経過・処置をベイオーク会場内に掲示し、NAK及び他のオークション会場へ通達します。

- ⑤ 令和5年10月1日以降のオークション開催日より「CARFAX」・「AUTOCHECK」を走行距離の証明する書類として認め、オークション開催日を含む1ヶ月又は30日以内を受付とし、ノーペナキャンセル対象とします。

5. ペナルティーキャンセルの対象となるクレーム等について

- ① 出品車輛の年式・車歴（レンタカー・事業用）の出品店の申告が事実でない場合。
- ② 出品店の申告がなく冠水車と判明した場合。
- ③ 法的・金銭的問題車（盗難車・差押え・抵当権設定車・接合車等）と判明した場合。
- ④ 出品店の申告がなく消火器跡があった場合。
- ⑤ 車検有効期間の申告が事実と違う場合、別途定めた金額にて減額処理を行います。

抹消していた又は申告より不足する車検有効期間が6ヶ月以上ある場合に限り、落札店権限でキャンセルできるものとします。尚、この場合のペナルティーはかかりません。

■事実の確認

第4条

ベイオークは、クレーム等の処理を公正に行う為に、次の方法で事実確認をする場合があります。その場合は、当該落札店及び出品店は、ベイオークに積極的に協力することとします。

1. ベイオークの検査員またはベイオークが認めた代理人による出張確認。
2. ベイオークの検査員またはベイオークが認めた代理人によるベイオーク管理敷地内での確認。
3. ベイオークが認めた機関（メーカー指定販売店等、原則ディーラー）の確認。
4. 事実確認に要する費用は、落札店側負担とします。
5. クレーム申し立てから、確認に要する期間は1週間となります。

■ワンオーナー車の規定

第5条

1. ワンオーナーの車輛に限る。（新車保証書は無くても出品可能）
2. 検査無し車輛の出品も可能。尚、搬入・成約後の出品店名義の移転抹消は可能とします。書類有効期限付き出品も可能とします。
3. オークション日を含む3ヶ月以内であれば、1回まで商品登録されている車輛は出品可能とします。
4. 搬入・成約後の出品店の所有権設定は可能とします。

■ユーザー買取車の規定

第6条

1. ユーザー名義の買取車輛に限ります。（ユーザー名義の状態が1ヶ月以上経過している事とします）
2. オークション開催日を含む3ヶ月以内の商品登録は可能とします。
（移転抹消登録も含み搬入・成約後も可能とします）
3. 現ユーザー・出品店名義でのオークション出品歴の無い車輛とします。
4. 年式・走行距離は問いません。

車輛搬入出管理規定

■目的

第1条

車輛搬入出管理規定は、市場秩序の維持・商品車輛置場の有効利用、及び商品車輛管理を明確に管理する事を目的としています。

■出品車輛の搬入出時間

第2条

出品車輛搬入出時間は、ベイオークの指示に従うものといたします。

■商品車輛搬入出の手続き

第3条

1. 搬入はベイオーク出品車輛に限ります。
2. 搬入については、出品規定に定められた諸条件を整えて、係員の指示により指定の商品置場に出品店が配置するものとします。
3. 搬出については、落札車・流札車を問わず、ベイオークが定める引取書の発行手続きをもって搬出するものといたします。

■商品車輛搬出の時期

第4条

1. 流札車においては、オークション開催日含む3日（通常金曜日）午後5時までに引き取るものといたします。それ以後引取のない車輛は、次回オークションに再出品するものといたします。
2. 落札車においてはオークション開催日含む3日（通常金曜日）午後5時までに引き取るものといたします。それ以降引き取りの無い車輛は、別途定めた金額を請求するものといたします。
3. 車輛搬出後の事故損傷・盗難等については、ベイオークは一切の責任を負う事ができませんので、必ず車と出品申込票の車輛説明書とを見比べて異常がないかよく確認をして下さい。
4. ワンプラ落札車輛の搬出期限は、落札日含む3日午後5時までとなります。搬出期限日がベイオーク休業日の場合は翌営業日午後5時までとします。

■放置車・不明車

第5条

1. 当オークション開催日以後、2日目の17時を越えた車輛は放置車として取扱い、第6条の損害保障の対象といたしません。また、敷地内における事故損傷・盗難等についてベイオークは一切責任を負わないものとします。
2. 放置車は、下記のごとく処理いたします。
 - ① ベイオーク管理敷地外等へ移動します。
 - ② 移動中、及びベイオーク管理敷地外における事故損傷・盗難等については、ベイオークは一切の責任を負わないものとします。
 - ③ 放置車については、放置駐車料として別途定めた金額を徴収いたします。徴収に応じない時は月末締めで、保証金中より、自動的に当該金額を差引いたします。
 - ④ 警告を行った上、1週間を経過した後、強制的に陸送もしくは廃棄処分する事があります。この場合の陸送費用・廃棄費用等は放置者負担とし、徴収又は自動的に保証金中より差引くものとします。
3. 不明車については、ベイオークの判断で処理をします。

■損害補償

第6条

オークション開催日前後、2日間における盗難及び損傷については、ベイオークが補償いたします。但しその期間内においても次のものは対象といたしません。

- ① 天災のとき。(地震・台風・津波・その他)
- ② 第6条①に伴う二次災害のとき。
- ③ その他、ベイオークの責任が認められないとき。

■事故等による責任

第7条

1. 本規定にかかわる商品車輛の輸送中の事故トラブル等については、ベイオークは一切の責任を負わないものとします。
2. 本規定にかかわる商品車輛の引取書発行済みのものについての事故、トラブル等についてベイオークは一切の責任を負わないものとします。

ワンプラ細則

この規約はベイオークにおける共有在庫業販サービス（以下「ワンプラ」という）の全ての取引は、現車会場での取引と同様とみなしベイオーク規約を適用します。当規約は利用に関して細則を定めるものであり、利用会員は下記規約を厳守しなければならない。

1. 利用及び利用制限

- ① ベイオーク出品可能会員は「ワンプラ」サービスを利用することができます。
- ② ベイオークを退会された場合は、同時に利用できなくなります。

2. 利用料金

- ① 出品料（登録料）： 無料
- ② 成約料： 15,000円
- ③ 検付手数料： 2,000円

※手数料はキャンペーン等諸事情により変更となる場合があります。

3. 出品公開方法

㈱オートサーバーが運営する「AS-NET」の「ワンプラ」
㈱シグマネットワークスが運営する「T c - w e b Σ」の「ワンプライス」
㈱アイオークが運営する「アイオーク」の「一発落札」
㈱JUコーポレーションが運営する「JUナビ」の「即落サポート」
㈱ベイオークが運営する「ベイネット」の「ワンプラ」
に出品公開します。

4. 出品公開期間

オークション開催翌日の木曜日10:00～月曜日17:00までの5日間
「AS-NET」「アイオーク」は16:00まで
※公開期間は諸事情により変更となる場合があります。

5. 出品登録及び落札

- ① ワンプラ出品は未搬出の流れ車輛に限り、ワンプラで成約されなかった車輛は次週再出品となります。
- ② ワンプラ出品の申込は、申込書にて希望金額を記載の上ベイオークに提出、FAX受付とベイネット登録にて受付できます。
- ③ 落札はベイネット及び提携先企業からのインターネットにて行えます。

6. 都合キャンセル

売り手、買い手の都合キャンセルは、ベイオークの翌営業日の正午までに申し出ることによって受付します。またキャンセル費用は申込店から7万円を徴収し、相手方へ5万円お支払いとなります。

7. 詳細規約

- ① クレーム及び書類規定等は、すべて本規約に準じます。
- ② 前ワンプラの成約処理はオークション開催日に行います。また、後ワンプラの成約処理はベイオークの受付日となります。
- ③ クレーム受付期限は売買成立日を含めた7日の12：00まで。
- ④ 代金決済については、
次回競り予定車輛（以下「前ワンプラ」という）は次回開催翌週火曜日 12：00まで
前回競り流札車輛（以下「後ワンプラ」という）は前回開催翌週火曜日 12：00まで
- ⑤ 書類期限については、
前ワンプラは次回開催日を含む9日以内 17：00まで
後ワンプラは落札日を含む9日以内 17：00まで
- ⑥ 搬出期限については、成約日を含む3日以内の9：00 ～ 17：00までとなります。
- ⑦ クレーム受付期限、書類受付期限がベイオークの休業日の場合、受付期限は翌営業までとなります。

《売切りブロックの出品規定》

売切りブロックは車両検査しない為、クレーム対象範囲が通常のコーナーと異なります。

■出品条件等は以下とします。

- ① 自走可能な車両であること。
- ② 事故箇所が軽微でベイオークが認めたもの。
- ③ 内外装及び主要部品の欠品が著しくないこと。
- ④ 燃料、オイル、クーラント漏れが著しくないこと。
- ⑤ 損害保険請求中等、係争中でないこと。
- ⑥ 法的問題車、抵当権設定車でないこと。

但し、上記の条件を満たす車両であっても、ベイオークが出品車両としてふさわしくないと判断した車両については出品を停止する事ができるものとします。

■検査規定

車両検査は行いません。

また、出品店申告内容はベイオークの判断により表記した方が好ましいと判断した内容のみ表記します。評価点はN点とします。

■出品方法

商品車両搬入出規定に準じます。

■搬出

商品車両搬入出管理規定に準じます。

■クレーム

売切りブロックにおけるクレームの受付範囲は他のブロックと比べ、大きく制限があります。

【クレーム対象】

クレームの受付は出品票記載事項の相違、セールスポイントの相違・不具合、メーターダウン、法的問題、抵当権設定車等。

また書類遅延・差替・名変遅延・迷惑行為によるペナルティーは通常ブロックと同様の扱いとします。

【クレーム対象外】

下記項目を含め基本ノークレームとします。

但し、ベイオークがクレーム対象と認めた場合は、この限りではありません。

- ① 内外装・装備・機関に関するクレーム事項。
- ② 後日に発覚した冠水車・消火器跡車。
- ③ 落札時から搬出までの間に変わっている車両の状態変化。
- ④ ガラス欠品等の降雨等による故障・損害。
- ⑤ 天災・地変等のベイオークの責に帰する事のできない理由によつての故障・損害。

《不動態・現状ブロックの出品規定》

事故現状車、不動態、災害車、触媒欠品車。

■出品条件等は以下とします。

- ①車台番号が判読可能であること。
- ②燃料等の漏れにより、取扱いに危険があると予測されないこと。
- ③損害保険請求中等、係争中でないこと。
- ④法的問題車、抵当権設定車でないこと。
- ⑤不動態については大型ブロックに該当しないこと。
- ⑥以上の内容を含め、ベイオークが不動態・現状車と判断した車輛。

但し、上記の条件を満たす車輛であっても、主要部品が取り外されている、損傷箇所が大きい、管理上危険を伴うなど、ベイオークが出品車輛としてふさわしくないと判断した車輛については出品を停止する事ができるものとします。

■検査規定

車輛検査は行いません。

また、出品店申告内容はベイオークの判断により表記した方が好ましいと判断した内容のみ表記します。評価点はN点とし、車両状態の損耗が激しいものを「現状車」、動かす事が容易でない車輛を「不動態」と表記します。また表記はあくまで参考であり、車両状態を特定するものではありません

■出品方法

自走可能車は商品車輛搬入出規定に準じます。

但し、不動態の搬入受付時間は9時から17時まで、但し火曜日は9時から15時までとします。尚、搬入場所は車輛搬入口の係員の指示に従って下さい。

■搬出

自走可能車は商品車輛搬入出管理規定に準じます。

不動態の搬出時間は水曜日の11時から17時まで、及び木曜日より金曜日の9時から17時までとします。不動態の搬出の際はセルフローダー（4t車まで）、または平ボディ車にてお引き取り願います。

■クレーム

不動態・現状ブロックにおけるクレームの受付範囲は他のブロックと比べ大きく制限があります。

【クレーム対象】

クレームの受付は出品票記載事項の相違、セールスポイントの相違、メーターダウン、法的問題、抵当権設定車等。

また書類遅延・差替・名変遅延・迷惑行為によるペナルティーは通常ブロックと同様の扱いとします。

【クレーム対象外】

下記項目を含め基本ノークレームとします。

但し、ベイオークがクレーム対象と認めた場合は、この限りではありません。

- ① 内外装・装備・機関に関するクレーム事項。
- ② 後日に発覚した冠水車・消火器跡車。
- ③ フォークリフトによって移動、または積み下ろし時の出品車輛及び積載車輛の破損。
- ④ 落札時から搬出までの間に変わっている車輛の状態変化。
- ⑤ ガラス欠品等の降雨等による故障・損害。
- ⑥ 天災・地変等のベイオークの責に帰する事のできない理由によつての故障・損害。